

令和 2 年 10 月会議

津幡町議会会議録

令和 2 年10月19日再開

令和 2 年10月19日散会

津 幡 町 議 会

令和 2 年津幡町議会10月会議会議録

目 次

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第 1 号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第97号～議案第99号）	3
1. 議案に対する質疑	6
1. 委員会付託	6
1. 休憩（午前10時19分）	6
1. 再開（午後 2 時10分）	6
1. 議案等上程（認定第 1 号～認定第11号）	6
1. 委員長報告	7
1. 委員長報告に対する質疑	7
1. 討 論	7
1. 採 決	8
1. 議案上程（議案第97号～議案第99号）	9
1. 委員長報告	9
1. 委員長報告に対する質疑	10
1. 討 論	10
1. 採 決	10
1. 閉議・散会（午後 2 時25分）	10
1. 署名議員	11

令和2年10月19日（月）

○出席議員（16名）

議 長	酒 井 義 光	副議長	荒 井 克
1 番	小 町 実	2 番	森 川 章
3 番	竹 内 竜 也	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	7 番	森 山 時 夫
8 番	角 井 外喜雄	10 番	塩 谷 道 子
11 番	多 賀 吉 一	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	小 倉 一 郎	総 務 課 長	酒 井 英 志
企画財政課長	納 口 達 也	町民福祉部長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	岩 本 正 男	環境水道部長	八 田 信 二
会 計 管 理 者	吉 田 二 郎	消 防 長	松 浦 清 市
兼 会 計 課 長	吉 田 克 也	教 育 部 長	吉 本 良 二
教 育 長	吉 田 克 也		
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	斎 藤 晶 史		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局長補佐	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	田 中 圭	庶 務 係 長	掃 部 富 雄
監 理 課 主 事	長谷川 直 人	税 務 課 主 査	酒 井 誠

○議事日程（第 1 号）

令和 2 年10月19日（月）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第97号～議案第99号）

（質疑・委員会付託）

議案第97号 令和 2 年度津幡町一般会計補正予算（第 9 号）

議案第98号 令和 2 年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第99号 財産の無償譲渡について

（休憩）

日程第 4 認定第 1 号 令和元年度津幡町一般会計決算の認定についてから

認定第11号 令和元年度津幡町下水道事業会計決算の認定についてまで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5 議案第97号 令和 2 年度津幡町一般会計補正予算（第 9 号）から

議案第99号 財産の無償譲渡についてまで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<再開・開議>

○酒井義光議長 ただいまから、令和2年津幡町議会10月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<会議期間の報告>

○酒井義光議長 本日再開の10月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日1日間といたします。

<議事日程の報告>

○酒井義光議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○酒井義光議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、御了承願います。

<会議録署名議員の指名>

○酒井義光議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本10月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において13番 道下政博議員、14番 谷口正一議員を指名いたします。

<諸般の報告>

○酒井義光議長 日程第2 諸般の報告をいたします。

本10月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、町長から地方自治法第180条第2項の規定による報告第10号 専決処分の報告についての報告がありました。お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和2年8月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、さきの9月会議で可決された新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所を支援し、安全・安心の医療・介護を存続していくための新たな公的支援の導入を求める意見書、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、以上2件の意見書につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案上程>

○酒井義光議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第97号から議案第99号までを一括上

程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和2年津幡町議会10月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

9月16日、菅義偉氏が第99代内閣総理大臣に選出され、菅内閣が発足いたしました。この内閣は、国民のために働くという菅総理の考えのもとに組閣されたもので、支持率も高く私自身も期待をしているところでございます。現在、我が国は、新型コロナウイルス感染症対策や産業、経済の回復、7月豪雨災害からの復旧・復興など多くの課題が山積しております。菅総理の力強いリーダーシップのもと全力で取り組んでいただくことを御期待申し上げる次第でございます。また、菅総理は秋田県出身で、地方の実情を十分に理解されている方だと思いますので、地方の目線で地方自治体の意見・要望をしっかりと国政に反映し、地方自治体と一緒に地方創生を実現していただきたいと願う次第でございます。

ことしの台風であります。9月5日から7日にかけては、台風10号が沖縄と九州地方に接近いたしました。台風10号は、特別警報級の勢力で接近し、上陸のおそれがあると予想され、接近前から早目の避難を呼びかけておりました。結果として予報よりも早く勢力が弱まり、特別警報級にはならなかったものの、台風の接近により南西諸島や九州を中心に各地で暴風、大雨、高波、高潮に見舞われ、人的被害や住宅被害が発生いたしました。また、暴風によって、まだ残暑が続く中、九州を中心とした広い範囲で停電も発生いたしました。さらに台風の中心から離れた地域でも局地的に雨雲が発達し、西日本や東日本の太平洋側で24時間降水量が200ミリを超える大雨となりました。9月6日から8日にかけては、台風10号の影響で、日本付近に南からの暖かい空気が流れ込んだ上、日本海側ではフェーン現象も加わって、北陸や東北の日本海側を中心に再び厳しい残暑となりました。

ことしは9月までに13個の台風が発生し、そのうち7個が日本列島に接近したものの、上陸した台風はありませんでした。9月までに台風の上陸がなかったのは、2009年以来とのことであります。しかしながら、まだまだ油断は禁物です。10月に入り、5日に台風14号が発生いたしました。この台風14号は予報が難しい台風で、予報円も東京都から鹿児島県まですっぽり入るほどの大きなものでありました。最終的には日本の南の海上を通り、上陸はしなかったものの、強い台風と台風の東にのびる秋雨前線の影響により、近畿から東海、関東地方の太平洋側で大雨となり、三重県や伊豆諸島では土砂崩れが発生いたしました。特に伊豆諸島では、発達した雨雲がかかり続け、東京都の三宅村と御蔵島村に大雨特別警報が発表されました。被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願う次第でございます。今後も台風が発生する可能性はありますので、引き続き、気象情報に注意し、対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。これまでに国内の感染者数は9万人を超え、亡くなられた方は、約1,700人となっております。9月は感染者数が8月の約半分の1万5,000人余りとなっており、減少傾向にはあるものの、9月における1週間平均の感染者数は、約500人と横ばいの状態が続いており、いまだ収束の兆しは見られておりません。

政府は、9月19日からイベントの開催について、新しい生活様式や業種別のガイドラインに基づき、徹底した感染防止対策のもとで、安全なイベント開催を図っていくことを前提に、11月末まで人数制限などの緩和を行いました。また、10月1日から、GoToトラベルキャンペーンの対象に東京都発着が追加され、人の往来が今まで以上にふえることで、感染拡大を生まないか懸念されるところでございます。感染防止対策と経済社会活動の両立を図るため、町民の皆様には、これまで同様、感染予防対策を怠らないようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

県内の感染状況につきましては、8月から9月にかけてカラオケ店や金沢医療センター関係など8つのクラスターが発生し、感染が拡大いたしました。8月の感染者数は305人、9月の感染者数は150人、10月に入りきのうまでの感染者数は19人で減少傾向にありますが、ここ数日、感染者が確認されており、16例目の新たなクラスターが発生いたしました。10月18日時点における感染者数は795人で、亡くなられた方は47人、治療中の方は25人となっております。現在、石川県の感染状況等に関する4つのモニタリング指標につきましては、いずれも基準値を下回っている状況ですが、感染が拡大しないことを願う次第であります。

本町の感染状況につきましては、これまでに22人の感染者が確認されております。9月には5人の方が感染され、8月と同じ感染者数となっております。9月14日に1人の感染が確認されたのを最後に昨日まで新たな感染者は確認されておられません。また、感染した全ての方が治療を終え、退院されておられます。

これから冬を迎えるに当たり、毎年11月ごろから季節性インフルエンザの流行が始まりますが、ことしは季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行が懸念されております。このことから、国は、65歳以上の方などに10月1日から前倒しで予防接種を行い、そのほかの方々には10月26日までお待ちいただくよう呼びかけております。本町におきましても、季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行を見据え、高齢者には10月5日から予防接種を実施しております。また、本年度に限り優先的に重症化予防すべき高齢者や1歳から小学校低学年の子供、さらには、新たに妊婦に対しても助成を拡充し、早期の予防接種を呼びかけております。そして、そのことにより不足すると見込まれる額を補正予算で本会議に提案しているところでございます。

コロナとともに生きる社会にあつては、可能な限り感染拡大防止に努めながら、社会経済活動とのバランスを図ることが重要となります。町民の皆様におかれましては、引き続き、新しい生活様式の実践に努めていただくよう、また、事業者の皆様におかれましては、感染防止ガイドラインの徹底に努めていただくようお願いいたします。また、感染者やその家族、医療従事者への差別、偏見、誹謗中傷を許さず、正しい情報に基づく冷静な行動をお願いいたします。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第97号 令和2年度津幡町一般会計補正予算（第9号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,057万8,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る衛生費国庫補助金800万円、財源調整のための財政調整基金繰入金1,257万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行への備えから、予防接種が増加することを見据え、感染症予防費及び高齢者インフルエンザ予防費として、従来の中学

生以下や高齢者に係るインフルエンザ予防接種費用を増額するほか、感染症緊急対策費として、重症化リスクのある高齢者や妊婦、中学生以下に対するインフルエンザ予防接種の助成拡充を増額し、衛生費として1,203万4,000円を増額するものであります。また、条南小学校における給湯用ボイラー改修等施設維持修繕や文化会館の3階多目的室空調機器修繕などに係る教育費854万4,000円を増額するものでございます。

第2表債務負担行為補正は、北側庁舎等解体事業について、限度額を9,760万円増額し、3億7,589万6,000円とするもので、令和3年度に計画していた事業の一部を令和2年度の解体事業とあわせて施工することにより契約不適合責任の所在を明確にするとともに、事業費の節減を図るものでございます。

次に、**議案第98号** 令和2年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ200万円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症の影響による津幡町国民健康保険税過年度分の減免などにより還付金が不足するため増額するものでございます。

次に、**議案第99号** 財産の無償譲渡について。

本案は、金沢ケーブル株式会社による町内全域のケーブルテレビF T T H化事業に伴い、不用となる町ケーブルテレビ施設を令和3年3月31日付で用途廃止し、無償で金沢ケーブル株式会社に譲渡するものであります。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、緊急を要する案件といたしまして、本10月会議に御提案を申し上げました議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○**酒井義光議長** これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○**酒井義光議長** ただいま議題となっております議案第97号から議案第99号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会で、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前10時19分

〔再開〕 午後2時10分

○**酒井義光議長** ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

<議案等上程>

○**酒井義光議長** 日程第4 認定第1号 令和元年度津幡町一般会計決算ほか、認定第2号から

認定第8号までの特別会計及び認定第9号から認定第11号までの事業会計のそれぞれ決算の認定についてを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○酒井義光議長 認定第1号から認定第11号までにつきましては、さきの9月会議において予算決算常任委員会に付託いたしましたが、その審査結果の報告書が提出されております。

これより本件に対する審査の経過及び結果につき委員長の報告を求めます。

谷口正一予算決算常任委員長。

〔谷口正一予算決算常任委員長 登壇〕

○谷口正一予算決算常任委員長 ただいま議題となりました令和元年度決算の認定につきまして、予算決算常任委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、令和元年度津幡町一般会計決算のほか、7件の特別会計決算及び3件の事業会計決算の認定であり、さきの9月会議で付託されたものであります。

これらの各会計決算の審査につきましては、去る9月16日から10月2日までにかけて委員会及び分科会を開催し、決算書、事項別明細書、主要な施策の成果、各種報告書及び監査委員の審査意見書などにに基づき、関係部課長から詳細な説明を聴取し、また町内の施設巡視を行い、予算執行が適正かつ効果的に行われたことについて、慎重に審査したところであります。

その結果、認定第1号 令和元年度津幡町一般会計決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和元年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定についてから認定第11号 令和元年度津幡町下水道事業会計決算の認定についてまでの7件の特別会計決算及び3件の事業会計決算の認定については、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

なお、審査の過程におきまして、総括として、本町の財政における経常収支比率や実質公債費比率の推移も踏まえ、現在実施中、さらに今後計画されている各種事業を着実に実施するための財源の確保と最少の経費で最大の効率を上げることができるよう、引き続き財政健全化における計画的かつ効率的な行政運営に努めるとともに、第5次津幡町総合計画の推進に向け、より一層積極的に取り組まれるよう要望がありましたので、あわせて御報告を申し、予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

以上です。

＜委員長報告に対する質疑＞

○酒井義光議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○酒井義光議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内とします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

私は、認定第1号のうち、2款1項14目自衛官募集事務費、8款2項3目町道庄能瀬線道路改良事業費、8款2項3目町道竹橋大坪線道路改良事業費は認定できませんので、その理由を述べます。

自衛官募集については、前防衛大臣が自衛隊には敵基地攻撃能力があると述べています。敵基地攻撃とは戦争のことです。戦争をどうやって止めるのかを考えると敵基地攻撃能力があると言ったのでは、火に油を注ぐようなやり方です。新聞僚からもこのやり方を反省するとか取り消すような話は聞こえてきません。自衛隊に一步前に出てほしいような考えが見て取れます。憲法についても自民党は、13日に開かれた会合で改憲原案を決めるように言っています。軍事費も2021年度概算要求で過去最高となる5兆4,898億円を計上、違憲の敵基地攻撃能力の保有を視野に入れた兵器購入や護衛艦の空母化に加え、F35ステルス戦闘機など米国製兵器の爆買いをしています。米国とともに海外で戦争する国づくり推進を鮮明に打ち出しました。発足1カ月で菅政権は強権をあらわにしています。命が守られないような自衛隊に入隊することを認めるわけにはいきません。

町道庄能瀬線道路改良事業については、必要がない道路の建設です。今の交通事情を見ても別の道が必要だとは思えません。軟弱地盤で実施設計をやり直すこともありましたが、果たして本当に必要だったのかと思います。

町道竹橋大坪線道路改良工事は、本体の体験型交流公園が全く姿を見せないままで周りの道路だけをつくるというものでした。こういうやり方が本当にいいのかは甚だ疑問です。この現場に責任を持つのは誰か。新型コロナの中でこういうところにお客さんは来られるのか。客の人数を決めた根拠は正しいのかなど疑問に思うことは幾らでもあります。この間に河合谷の施設も建ちます。プールも建ちます。ここらで立ち止まって考え直すことも必要ではないでしょうか。前に進めることばかりが大切ではないと思います。

よって、2つの道路工事は認めることはできません。

以上です。

○酒井義光議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○酒井義光議長 これより採決いたします。

認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告では、認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○酒井義光議長 起立多数であります。

よって、認定第1号については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第11号までを一括して採決いたします。

委員長の報告では、いずれも認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第11号までは、いずれも認定することに決定しました。

＜議案上程＞

○酒井義光議長 日程第5 議案第97号から議案第99号までを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○酒井義光議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

道下政博総務産業建設常任委員長。

〔道下政博総務産業建設常任委員長 登壇〕

○道下政博総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第99号 財産の無償譲渡については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○酒井義光議長 谷口正一予算決算常任委員長。

〔谷口正一予算決算常任委員長 登壇〕

○谷口正一予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第97号 令和2年度津幡町一般会計補正予算（第9号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第98号 令和2年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○酒井義光議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○酒井義光議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○酒井義光議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○酒井義光議長 これより議案採決に入ります。
議案第97号から議案第99号までを一括して採決いたします。
委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。
お諮りいたします。
委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。
よって、議案第97号から議案第99号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

＜閉議・散会＞

○酒井義光議長 以上をもって、本10月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。
よって、令和2年津幡町議会10月会議を散会いたします。

午後2時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 酒井 義光

署名議員 道下 政博

署名議員 谷口 正一

参 考 資 料

1. 委員会審査結果表.....	1
------------------	---

令和2年津幡町議会10月会議
常任委員会議案審査結果表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第99号	財産の無償譲渡について	原案可決

令和 2 年津幡町議会10月会議
常任委員会議案審査結果表
予算決算常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第97号	令和 2 年度津幡町一般会計補正予算（第 9 号）	原案可決
承認第98号	令和 2 年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃